

## N自動車学校事件 その2

特定社会保険労務士

# ヒライ先生の Q&A



平井 繁利

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。  
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。  
特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業本質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。  
(現在)岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

### 2. 前提事実

#### (1) 当事者

ア 被告は、自動車学校の経営等を目的とする株式会社であり、肩書所在地に主たる事業所(本部)を設置するほか、自動車教習施設として、C校(D県C市所在)、E校(F市E区所在)及びG校(F市G区所在)を設置している。

イ 原告X1は、昭和51年頃、被告と無期労働契約を締結して教習指導員(正職員)として就労を開始し、平成11年からはC校で勤務していた。

ウ 原告X2は、昭和55年、被告と無期労働契約を締結して教習指導員(正職員)として就労を開始し、昭和63年からはC校で勤務していた。

(2) 被告における正職員の労働条件等

……中略……

#### 被告Xの定年制

正職員は満60歳が定年であり、定年に達した日の翌日に退職となる。

#### 被告における定年退職後再雇用者の労働条件等

ア 被告は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高年法」という。)9条の高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を採用しており、定年退職した正職員のうち再雇用を希望する者については、嘱託職員として期間1年間の有期労働契約を締結し、これを更新することで原則として65歳まで再雇用することとしている(以下では、嘱託職員のうち定年後再雇用の者について検討することから、「嘱託職員」と記載する場合は定年後再雇用の者を指すこととする。)。

イ 嘱託職員の労働条件は、正職員とは別に設けられた嘱託規程に定められている。なお、嘱託規程は、嘱

託職員の労働条件について、嘱託規程に定めのない事項については正職員就業規則等を準用するが、実態に合わない場合、不都合と判断される場合、正職員就業規則等にも定めがない場合は、その都度定めるものとしている。

ウ 嘱託規程は、嘱託職員の賃金体系は勤務形態によりその都度決め、賃金額は本人の経歴、年齢その他の実態を考慮して決めるものとしている。また、嘱託規程は、賞与について、嘱託職員に対しては原則として支給しないが、正職員の賞与とは別に勤務成績を勘案して支給することがあるとしている。

エ 被告は、定年予定の正職員に対し、以下の手続により再雇用希望の有無の確認、労働条件の確認及び労働契約の締結を行っている。また、嘱託職員が有期労働契約を更新する際にも、同様の手続が採られている。(ア) 被告は、定年予定の正職員に対し、定年後再雇用の希望の有無を確認し、当該正職員は、再雇用を希望する場合、被告に対し、その旨を記載した書面を提出する。

(イ) 被告は、再雇用を希望する正職員に対し、定年の3か月前までに有期労働契約の更新の場合は、期間満了の2か月前までに、再雇用の際の賃金等を含む労働条件を記載した通知書を送付し、正職員は、当該労働条件に同意する場合、当該通知書に署名押印の上、被告に提出する。

(ウ) 再雇用を希望する正職員と被告は、再雇用期間が開始する前に、改めて嘱託職員としての有期労働契約の契約書を作成する。

オ 嘱託規程は、定年退職時に役職にある者については、役職を退任した上で再雇用するものとしている。  
(次号原告らの定年退職及び再雇用、賃金につづく)